

令和7年度 保土ヶ谷区社会福祉協議会事業計画

社会福祉協議会を「社協」と表記します

I 「共助の層」を厚くする取組

(1) 身近な地域での「つながり・支えあい活動」の推進

既存の制度やサービスでは解決できないさまざまな生活課題を抱えた地域住民に対して相談支援を行えるよう、総合相談機能を強化します。

社会的孤立を背景に課題を抱えた住民と地域とのつながりづくりを支援するとともに、民生委員児童委員など地域で個別ニーズに対応した見守り支援を行っている活動者とより一層の連携を図り、早期発見・早期対応・予防的取組を進めます。

また、地域における新たな社会資源の開発や支援の仕組みを構築するとともに、区社協が持つ機能やネットワークを活かした取組を継続して行います。

(2) 地域食堂連絡会「みんな de 食堂懇談会」等

「みんな de 食堂懇談会」をはじめとしたネットワークの構築を図り、一人ひとりの困りごとに対応できる地域づくりを進めていきます。

(3) 生活支援体制整備事業の推進

地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者一人ひとりがいつまでも 住み慣れた地域で生きがいをもって自分らしく暮らし続けられるよう、介護予防・生活支援を中心とした地域づくりを、様々な主体と連携しながら推進します。

①区域での生活支援体制整備事業推進体制の構築

区役所・地域ケアプラザ等と連携し、区域・各地域の生活課題を捉え、課題解決に向けた検討や協議を進めます。

②既存の社会資源の充実と新たな資源開発に向けた取組

関係機関と連携し地域アセスメントを進め、資源開発に取り組みます。買い物支援では、引き続き民間企業等と連携した移動販売の取組を進めると共に、地域住民の交流・見守りの場として広がるよう支援していきます。



③広報・啓発

多様な主体と連携した取組等を、関係機関へ広報していきます。

(4) 地域ケアプラザとの連携

地域ケアプラザとの地域支援に関する情報・ノウハウ等の共有をより一層進め、一体的かつ効果的に地域支援を進めます。

・地域活動交流コーディネーター連絡会の開催と連携

- ・生活支援コーディネーター連絡会の開催と連携
- ・地域ケアプラザの包括カンファレンスや地域ケア会議への出席

（５）地区社協活動の推進支援

地区社協がネットワーク組織である強みを生かしながら活動を推進できるよう支援します。

また、地区社協活動への賛同者を増やし、活動のさらなる充実に向けて、地区社協分科会や研修会等の開催、地区社協助成金の交付を通して活動を支援します。

①各地区社協活動の支援

各地区社協定例会議等への出席、地区状況確認のためのヒアリングを通して地区社協の現状把握と必要な支援を行います。

②地区社協分科会・研修会の開催

地区社協活動の充実に向け、地区社協分科会や各種研修会等を開催します。

③地区社協助成金・補助金の交付

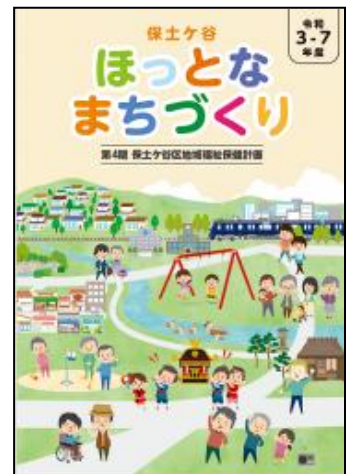
地区社協活動費、地区社協助成金、世帯賛助会費還元金を交付します。

（６）保土ケ谷区地域福祉保健計画（ほっとなまちづくり）の推進

第4期地域福祉保健計画の推進は最終年度になります。

地域福祉保健計画は区社協の地域福祉活動計画でもあり、共同事務局の区役所と連携して計画全体の進行管理を行い、区計画を推進します。同時に地区社協が地区別計画を推進できるように支援します。

また、第5期地域福祉保健計画策定の年にあたるため、関係機関や団体、地域と協働しながら区計画を策定するとともに、地区別計画の策定については地区社協に寄り添いながら策定を進めていきます。



（７）保土ケ谷区ふれあい助成金の配分

赤い羽根共同募金・善意銀行等を財源として、区内で行われるボランティア活動、市民活動団体や障がい者団体等の活動へ助成金を配分します。新規立ち上げ団体に対する助成については、随時相談・申請の受付（４月～１２月）を行い、新たな地域活動の発展を支援します。

- ・活動の活性化と公平性の観点から、市域統一区分での運用をします。

【区分】「要援護者支援区分」「障害児者支援区分」

「福祉のまちづくり区分」「健康増進区分」

- ・公平性、透明性を確保するために「保土ケ谷区ふれあい助成金配分審査会」において審査を行います。

Ⅱ 幅広い地域活動の人材の確保・場づくり

(1) 区ボランティアセンターの運営

ボランティアの登録・相談、情報の収集・提供、各種講座等の開催などボランティアの発掘・養成を行います。ボランティア講座については、地域や依頼状況等の実情をふまえたボランティア研修・講座を開催し、地域活動・ボランティア活動へのきっかけづくりを進めます。また、登録ボランティアに対しては随時活動状況を確認し、活動のフォローアップを行うとともに、活動の場を広げて地域での活動につなげられるように支援を行います。

ボランティアセンターの周知・広報活動としては区社協広報紙「社協ほどがや」や「ほどがやボラセンだより」の発行（年複数回、ボランティア登録者や地域活動団体、関係施設、来館者等へ配布）や、SNSを活用したボランティア情報の発信を行います。



マスコットキャラ ジャがボラくん

ボランティアセンター運営委員会では、ボランティアセンター運営の活性化および配分計画を策定し、善意銀行預託金の公正な配分を行います。

(2) 企業や社会福祉法人の地域貢献活動の充実

企業や社会福祉法人に対して地域貢献活動に関する相談や情報提供を行い、地域のニーズや課題をつなげるコーディネートに取組みます。区内において企業や社会福祉法人による地域貢献活動が活発になるよう裾野を広げます。

(3) 地域における福祉教育・福祉啓発の推進

学校や地域での福祉体験・学習の開催を促すとともに、企画や講師派遣などについてコーディネートを行います。また、下記のとおり福祉教育・福祉啓発についての支援を行います。

- ・福祉教育ニュースの発行など、学校や区内の企業、地域などが福祉教育へのイメージを持ちやすく、また取り組みやすくするための情報提供

- ・福祉教育を推進するための連絡会・研修会の実施
- ・車椅子等の教育資材の貸出

(4) 福祉保健活動拠点の運営

区内の福祉保健活動を推進するために、活動や交流の場として区福祉保健活動拠点の管理運営を行います。

利用者満足度アンケートやご意見箱での声等を参考にしながら環境を整備したり、団体同士がつながることができるように利用団体懇談会の開催、情報掲示板を活用してボランティアや福祉情報の発信など、利用しやすい施設になるように努めていきます。

合わせて、次期指定管理の受託に向けて申請準備を進めます。

また、複合施設の強みを生かして、かるがも内の他施設と連携・協働していきます。

【指定管理期間】 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

Ⅲ 支援を必要とする人への自立・生活支援

(1) 移動情報センター事業の実施

障がいのある方のための外出相談窓口として、ガイドヘルパー事業所等の紹介とガイドボランティア制度を活用したコーディネートを行います。

区内の移動に関するサービス、情報がさらに充実したものとなるよう、ガイドヘルパー等サービス事業者と関係機関との連携を図ります。

また、ガイドボランティア制度では、区ボランティアセンター＜Ⅱ－(1)＞と連携した外出支援を提案します。併せて、日頃から地区担当職員と協力し、さまざまな支援に結びつけます。

さらに、横浜市ガイドボランティア事業事務取扱団体として地域へのガイドボランティア制度の普及に努め、移動支援に関わる人材確保・育成やサービスの向上を目指します。



上記事業の周知・広報のために、広報紙「いこう Ya ほどが Ya!」を発行します。

(2) あんしんセンター（権利擁護事業）の運営

日常的な金銭や財産関係書類の管理に不安がある高齢者や障がいのある方を対象に、本人との契約に基づいて金銭管理等のサービスを提供します。

金銭管理上の課題を抱える住民に対し必要な支援体制を整えるため、区役所や地域包括支援センターとの連携に努めます。

また、支援開始後は本人の心身の状態や環境面にも注意をはらい、権利擁護を意識した支援体制がとれているかを常に意識し、問題が生じた場合は改善に向けて関係各

所と情報共有をします。

法律的な課題の浮上や判断能力の低下してきた方については、成年後見制度へ移行できるよう、関係各所と連携しながら進めます。

（３）市民後見人養成・活動支援事業

区役所および地域包括支援センターと共催で権利擁護推進の市民後見サポートネットを開催し、“市民後見人”の活動支援を行います。

“市民後見人”とは、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障がい者の権利を擁護し、地域での生活を身近な支えるため、家庭裁判所から選任された市民のことです。

（４）成年後見制度利用促進に向けた取組

権利擁護支援における地域連携ネットワークを構築するため、各支援機関と協働し区協議会（成年後見サポートネット）に参画しています。成年後見制度の利用促進に向け、昨今の複雑化した課題にも対応しうる体制づくりを心掛け、相談機関や市協議会（中核機関）と連携を図りながら進めます。

（５）生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、高齢の方や障がいのある方の世帯に対して、必要な相談支援を行い、世帯の経済的自立を図り、安定した生活を送れるように貸付事業を行います。

また、借受者の現状を踏まえ、ニーズに応じて自立して安定した生活を営むことができるよう、民生委員や関係機関と連携を図り、生活困窮者の支援に取り組みます。

進学のための貸し付け等について、必要としている方に情報が届くように、学校の進路担当教諭に向けた制度説明を実施します。

コロナ禍において実施された生活困窮者を対象とした特例貸付の他、教育支援資金や緊急小口資金等の制度における借受者に対して、償還に向けた相談支援（フォローアップ）を行います。

（６）生活に困窮した世帯への支援

生活再建を図る世帯に対して、区役所生活支援課等の支援機関による要請に基づき食料品や生活雑貨を提供する支援を進めます。

また、福祉制度につながない世帯や困窮により子育てに困っている世帯等を対象に、支援機関や民間企業と連携し世帯にとって非日常的な外食等の経験を提供することで生活再建のきっかけとなるよう支援を行います。

その他、各事業と連携し本会への相談者等に対して生活支援を有効に活用しながら生活の再建に向けた支援を行います。

（７）災害に備えた日頃からの繋がりづくりの推進と整備

災害等有事に備え、地域防災拠点やボランティアに関連する関係機関・団体、個人会員で構成された「災害ボランティアネットワーク」の事務局を区役所と共同で

担い、日頃から顔の見える関係づくりを進めます。

また、関係機関・団体をはじめ、広く住民に対し、災害ボランティアセンターの機能や役割について理解を促進し、シミュレーション訓練を通して、発災時における災害ボランティアセンター開設準備体制の整備を進めます。



(8) 子育て支援

地域子育て支援拠点「こっころ」、区役所、地域ケアプラザおよび地域子育て支援関係団体等と連携し、子育て支援の情報の整理や共有を行い身近な地域で安心して子育てができる地域づくりを目指します。

(9) 障がいのある人への支援

地区社協や区障害者地域自立支援協議会、区障害者地域作業所等連絡会、区役所等との連携により、障がいのある人やその家族が安心して暮らしていける地域づくりを進めます。



区社協当事者部会・自立支援協議会当事者部会などで、当事者の抱えている課題を抽出し、解決に向けた検討を行います。また、障がいのある人の人権に関する啓発を推進するために「障害者週間キャンペーン」を実施し、その他必要に応じて地域に協力や啓発の働きかけを行います。

また、区内地域ケアプラザおよび関係機関と協力し、夏休みや春休みなどの長期休暇中に障がい児を対象とした余暇活動支援事業を実施し、障がい児の外出の機会を創出するとともに、地域住民への障がい理解の普及・啓発に努めます。

(10) その他

・小災害被災世帯への見舞金給付

区内に居住している方が火災や小災害にあわれたとき日本赤十字社や共同募金会と連携して見舞金を支給します。

・行旅人に対する援護

区民生委員児童委員協議会からの申請をもとに、行旅人、保護施設入所予定者等の交通費等に充当するための助成事業を行います。

Ⅳ 区社協の機能・体制の強化

（１）情報の収集と発信〈拡充〉

ボランティア団体、地域活動団体や福祉施設等の状況など、最新情報の収集と分析整理を行います。また地域活動に必要な情報について、広報媒体に応じた内容を掲載し、区民に広く早く発信していきます。

- ・「社協ほどがや」の発行（年１回 全戸配布）
- ・本会ホームページの更新による身近な情報が得られるための取組

（２）ほとなまちづくりフォーラム 第４２回保土ケ谷区社会福祉大会の開催

社会福祉大会では、地域福祉活動などに功績のあった方々を表彰し感謝の気持ちを伝えます。

また、障害者事業所等の福祉バザーや作品展を開催し、福祉の理解につなげます。

ほとなまちづくりフォーラムでは、第５期保土ケ谷区地域福祉保健計画（ほとなまちづくり）の披露とともに、地区による地域活動の発表を通して、「つながり支えあい 安心していきいきと暮らせるまち ほどがや」を推進します。



（３）地域の皆さまから信頼される組織運営

①会員組織として

区内のさまざまな団体に区社協の理解者になってもらえるように、会員拡充について継続して取り組みます。

②法人運営について

理事会、評議員会や、企画委員会等の各種委員会を通して法人の運営方針を検討し事業を進めていきます。各部会・分科会では、地域との連携や社会貢献活動などの情報共有や、共通課題の解決策の検討等、部会・分科会活動の活性化に向けて取り組みます。

③財政基盤について

地域の皆さまからお預かりする世帯賛助会費・善意銀行に関して、それらの趣旨や使いみちについて住民の皆さまに知っていただけるよう、広報紙やインターネット、SNSなどを活用して周知します。

④職員の資質向上

法人内外の研修を通して、様々な地域の福祉活動を住民の皆さまと共に推進できるよう、職員の資質・専門性の向上を図ります。また、コンプライアンスの推進、苦情への対応、ご意見を募る仕組み（ご意見箱の設置）はもとより、日常的なコミュニケーションの中で相談しやすい環境の整備に努めます。

⑤共同募金会、日本赤十字社、保護司会、更生保護女性会、遺族会の区事務局として、これから先の将来を見据えた支援を進めていきます。